

引っ越しサービス

ネット見積もりに注意

(2017年3月7日掲載原稿)

毎年3月から4月にかけては、進学や就職などに伴う引っ越しが特に多い時期です。トラブルを防ぐために、利用のポイントをおさえておきましょう。

【見積り時】

最近インターネットの「一括見積サイト」や「価格比較サイト」などを利用して事業者を選ぶ方も増えています。しかし、安いと思って契約したら、エアコンの取り付けなど付帯サービス費用が含まれておらず、後で追加料金を請求されたという相談もあります。価格だけでなくサービス内容も十分に検討しましょう。

引っ越し時の消費者と事業者とのトラブルを防ぐためのルールとして、国土交通省は標準引越運送約款（以下「標準約款」）を定めています。事業者は見積りの際、消費者に約款を提示する義務があります。標準約款では見積りは無料で、内金や手付金の支払いは不要。消費者側の都合による解約・延期手数料については、「引っ越しの前日の場合、見積書に記載した運賃の10%以内、当日は20%以内」と規定されています。また「付帯サービスに要した費用（見積書に記載したものに限り）は解約手数料とは別に収受します」とあります。約款で契約条件を確認し、気になる点は必ず説明を受けておきましょう。

【作業中・終了後】

引っ越し作業中に荷物や家屋などに傷が付いた場合は、その場で事業者に出しましょう。作業終了後は、荷物の個数や状態を確認し、紛失や破損に気付いたら、すぐに事業者連絡しましょう。

標準約款では、荷物を引き渡された日から3カ月以内に連絡をしなければ、事業者の責任は消滅します。事業者が苦情に対応してくれず問題が解決しない場合は、消費生活センターに相談して下さい。